

(様式1-2)

提案書評価基準

評価項目	配点	評価	評価の換算式 ( )は加重倍率	コメント
1 提案内容に関する視点(小計)	90			
①業務目的の理解度	10			
②業務目標の達成に必要な能力	10			
③対象業種等の妥当性及び参加者確保に向けた手法	20		(10点×2)	
④効果的な広報	10			
⑤研修等実施の手法	20		(10点×2)	
⑥業務内容及び行程(スケジュール等)の実現性	10			
⑦業務内容及び行程(スケジュール等)の実現性	10			
2 実施体制に関する視点(小計)	20			
①担当者の構成・人数	10			
②同種又は類似業務の実績の内容	10			
小計	110			

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点	6	
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している(従業員43.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)
③健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業 ※共同企業体の場合は、全社が市内の中小企業である場合は5点 ※共同企業体の場合は、1社以上が市内の中小企業である場合は3点
小計	11	
合計	121	

#### 評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

## 評価の視点

評価項目	配点	評価の換算点 (加重倍率)	評価の視点
1 提案内容に関する視点(小計)	90		
①業務目的の理解度	10		DX化推進に関して基本的な知識・理解を有しており、委託内容を理解した事業提案となっているか。
②業務目標の達成に必要な能力	10		<ul style="list-style-type: none"> <li>・DX推進に係る情報を提供するための必要な情報を有しているか。</li> <li>・新たな製品・サービスを紹介するための知見を有しているか。</li> </ul>
③対象業種等の妥当性及び参加者確保に向けた手法	20	(10点×2)	ビジネスモデル転換や生産性の向上等に対する課題が大きく、その課題解決による効果が高い業種が、具体的かつ妥当な根拠に基づき設定できているか。また参加者確保に向けたアプローチが具体的かつ効果的であるか。
④効果的な広報	10		設定した参加対象者の属性に対してより効果的な発信手法の提案がなされているか。
⑤研修等実施の手法	20	(10点×2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設定した参加者の属性に向けて効果的な内容であるか</li> <li>・DX化に関心があるが具体的な行動ができていない社内人材も参加しやすい内容であるか</li> <li>・参加を契機としてDX化の意欲を喚起する内容であるか</li> <li>・参加者の属性に親和性の高く、DX化において有効な新たな製品・サービスを提案されているか</li> </ul>
⑥業務内容及び行程(スケジュール等)の実現性	10		実施において具体的かつ実施可能な提案内容及び業務行程となっているか。
⑦情報管理	10		業務実施により知り得た情報について、守秘義務を徹底し管理体制が整備されているか。
2 実施体制に関する視点(小計)	20		
①担当者の構成・人数	10		事業実施に必要な経験を有する担当者が配置され、十分な人数とその構成になっているか。
②同種又は類似業務の実績の内容	10		実施する業務につながる活動実績や業務の実現に資する能力を備えているか。
小計	110		

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点	6	
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している(従業員43.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)
③健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業 ※共同企業体の場合は、全社が市内の中小企業である場合は5点 ※共同企業体の場合は、1社以上が市内の中小企業である場合は3点
小計	11	
合計	121	

#### 評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。